次期介護保険制度改正における福祉用具貸与、住宅改修の見直しに関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年6月9日

提出者

浅	野	俊	雄	細	田	重	雄		佐る	木	雄	三	
成	相	安	信	福	田	正	明		森	Щ	健	_	
洲	浜	繁	達	原		成	充		五百川		純	寿	
畄	本	昭	<u>-</u>	絲	原	德	康		小	沢	秀	多	
大	屋	俊	弘	中	村	芳	信		田	田中		八洲男	
和	田	章-	一郎	遠	Щ		繁		尾	村	利	成	
白	石	恵	子	角		智	子		中	島	謙	_	
池	田		_	須	Щ		隆		平	谷		昭	
Щ	根	成	<u>-</u>	加	藤		勇		生	越	俊	_	
岩	田	浩	岳	藤	原	常	義		高	橋	雅	彦	
遠	藤	力		Щ	本		誉		吉	田	雅	紀	
吉	野	和	彦	田	中	明	美		大	国	陽	介	
高	見	康	裕										

次期介護保険制度改正における福祉用具貸与、住宅改修の見直しに関する 意見書

平成27年6月30日に閣議決定された「骨太方針」の中で、次期介護保険制度 改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直し等を検討することが 盛り込まれた。現行の介護保険制度による福祉用具の貸与、住宅改修のサービスは、 高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を 果たしている。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向けの福祉用具貸与は、転倒、骨折予防や 自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っている。また、 安全な外出機会を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者の閉じこもりを 防ぎ、社会生活の維持につながっている。

仮に、軽度者に対する福祉用具貸与、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、 特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具貸与、住宅改修の 利用が抑制され重度化が進展し、結果として、骨太方針の介護保険給付の適正化と いう目的に反して、高齢者の自立的な生活を阻害し給付費が増大するおそれがある。

以上の理由から、次期介護保険制度改正における福祉用具貸与、住宅改修の見直 しにおいては、高齢者の自立を支援し介護の重度化を防ぐ介護保険の理念に沿って、 介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年6月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

社会保障・税一体改革担当大臣

【平成28年6月9日原案可決】